

令和7年 年頭のごあいさつ 京都府知事 西脇 隆俊

京都からいのち輝く未来を切り拓く^{ひら}

明けましておめでとうございます。府民の皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、元日に能登半島地震が発生し、8月には初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。改めて「危機管理」がいかに行政における根幹的な役割であるか、ということを感じた一年であり、新しく整備した常設の危機管理センターを拠点として、全ての営みの土台となる府民の皆さまの安心・安全の確保に全力で取り組んでまいります。

一方で、昨年は府立植物園や京都丹後鉄道・宮津線が100周年を迎えるとともに、国内最大規模の国際スタートアップカンファレンス「IVS」を2年連続で京都で盛大に開催し、次の100年に向けて多様な価値を生み出していく新たな一歩となった一年でもありました。

「万巻の書を読み、万里の道を往く」。これは「最後の文人画家」と称された富岡鉄斎の座右の銘です。書物を読み各地を巡って多くの事象に触れることを実践した彼は、その経験の中から多様な価値を見出しました。都として交流の中心地であった京都には、鉄斎のような人々や文物が行き交い、そうした交流の中から人々の心の発露が文化という価値となって、京都から各地へもたらされました。新しい価値は絶え間ない交流から生まれます。文化庁とも手を携えつつ府内各地の多彩な文化の掘り起こしや磨き上げを行い、京都が守ってきた「人のつながり」を大切に、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」をさらに進めてまいります。

さあ、いよいよ大阪・関西万博が開催します。日本における最初の博覧会が1871年にここ京都で開かれて以来一世紀半。今も昔もイノベーションが京都で生まれ続けているのは、技術の進歩を人々の幸せに結び付ける文化と心根が京都に息づいているからにほかなりません。今こそ私たちが大切に受け継いできた「継承」と「創造」の精神で新しい価値を生み出し、世界の人々を府内各地へいざない、大きな交流をつくり出すことで、京都からいのち輝く未来を切り拓きたいと考えております。

今年は、再生と変化を象徴する巳年。時流を柔軟に捉え、努力を重ねながら、皆さまと共に進んでいる所存です。今年一年の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

建設業法改正

建設業の担い手確保に向けて令和6年6月14日に公布されていた改正法について、価格転嫁対策や現場管理効率化などのため「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部改正規定について、同年12月13日より施行されております。

① 契約書の法定記載事項の追加

建設工事の請負契約書に「価格等の変動または変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」を記載しなければならないこととなります。

② 価格転嫁協議の円滑化の促進

建設業者は、請負代金・工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結前にその旨を必要な情報とともに注文者に通知する義務が課せられることとなり、当該事象が実際に発生したことを受けて建設業者が契約変更を申し出た際には、注文者はその協議に誠実に応じる努力義務が課せられることとなります。

③ 監理技術者等の専任義務の合理化

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術の利用により工事現場の状況が確認できる等の場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場まで兼務できるようになります。

施行規則において、兼務が認められる要件は以下の通りです。

- ・ 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・ 各建設工事の下請次数が3次まで
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）の配置工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、現場据置及び保存（電磁的記録媒体による作成等を含む。）
- ・ 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置

④ 営業所技術者等の職務の合理化

営業所技術者は、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事について1現場まで兼務できるようになります。

兼務が認められる要件は、「③監理技術者等の専任義務の合理化」と同様。

⑤ 処遇確保の努力義務の新設

建設業者は、雇用する労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づいて、適正な賃金の支払をはじめとした措置を効果的に実施するよう努めなければならないこととなります。

⑥ 情報通信技術の活用に関する努力義務の新設

建設業における担い手の確保が喫緊の課題となる中、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避となっている状況を踏まえ、特定建設業者及び公共工事の受注者は、ICTを活用した現場管理や、ICTの活用に係る下請負人に対する指導に努めなければならないこととなります。

⑦ 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

公共工事の受注者は、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じた場合、発注者への施工体制台帳の写しの提出を要しないこととなります。

⑧ 受検手数料の見直し【令和7年1月1日施行】

参考図：国土交通省より

人件費の高騰等を踏まえ、受検手数料が見直されます。手数料の増加分は、安定的な試験事務の実施（人件費や会場費の上昇に伴うもの）やインターネットによる受験申請（受験環境の改善に伴うもの）に使用され、第1次検定・第2次検定ともに引き上げられます。改定後の受検手数料は、令和7年度に実施される検定から適用されます。

| 検定 種目 | 現行 | | | | 改正後 | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1級 | | 2級 | | 1級 | | 2級 | |
| | 一次 | 二次 | 一次 | 二次 | 一次 | 二次 | 一次 | 二次 |
| 建設機械 | 14,700 | 38,700 | 14,700 | 27,100 | 19,700 | 57,300 | 19,700 | 40,800 |
| 土木 | 10,500 | 10,500 | 5,250 | 5,250 | 12,000 | 12,000 | 6,000 | 6,000 |
| 建築 | 10,800 | 10,800 | 5,400 | 5,400 | 12,300 | 12,300 | 6,150 | 6,150 |
| 電気工事 | 13,200 | 13,200 | 6,600 | 6,600 | 15,800 | 15,800 | 7,900 | 7,900 |
| 管工事 | 10,500 | 10,500 | 5,250 | 5,250 | 12,700 | 12,700 | 6,350 | 6,350 |
| 電気通信 工事 | 13,000 | 13,000 | 6,500 | 6,500 | 14,300 | 14,300 | 7,150 | 7,150 |
| 造園 | 14,400 | 14,400 | 7,200 | 7,200 | 17,200 | 17,200 | 8,600 | 8,600 |

⑨ 特定建設業許可等の金額要件の見直し【令和7年2月1日施行】

| 金額要件 | 現行 | 改正後 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 特定建設業許可を要する下請代金額の下限 | 4,500万円 (7,000万円) ※ 1 | 5,000万円 (8,000万円) ※ 1 |
| 施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 | 4,500万円 (7,000万円) ※ 2 | 5,000万円 (8,000万円) ※ 2 |
| 専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限 | 4,000万円 (8,000万円) ※ 2 | 4,500万円 (9,000万円) ※ 2 |
| 特定専門工事の対象となる下請代金額の上限 | 4,000万円 | 4,500万円 |

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

近年の物価高騰における建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業の許可や監理技術者の配置・施工体制台帳の作成が必要な下請金額は、現行の4500万円（7000万円）以上から5000万円（8000万円）以上に変更されます。また、監理技術者や主任技術者の専任が必要な金額要件は現行の4000万円（8000万円）以上から4500万円（9000万円）以上。

下請の主任技術者配置が免除される特定専門工事の下請金額の上限も4000万円から4500万円に引き上げられます。建設工事費の急速な高騰を受け、前回引き上げた2023年1月から約2年での見直しとなりました。

決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、**過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません**。弊所へ建設業許可更新・経営規模等評価審査申請（経審）をご委託いただいている業者様につきましては適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後弊所より提出をさせていただいております。

京都府手数料

京都府が物価高騰や人件費の急激な上昇や受益者負担の適正化を図るため、府立施設の使用料や各種手数料を見直すこととなりました。それに伴い、令和7年4月1日より新しい料金が適用されることとなり、事業年度終了変更届（決算変更届）提出時などに必要な京都府税納税証明書の手数料が現行の400円から420円に改定されます。

手形サイトにご注意ください

建設工事の下請代金などの支払いに用いられる約束手形の支払期間(サイト)が60日を超える場合、「割引困難な手形」に該当するとして下請代金支払遅延等防止法(下請法)や建設業法に違反する恐れがあるとする運用が令和6年11月1日から始まっています。

下請法で指導対象とする割引困難な手形サイトの基準が60日に短縮されており、下請法の対象業種から除外されている建設工事の下請負でもこの運用変更を踏襲しています。国土交通省は「建設業法令順守ガイドライン」を改定しており、元請が特定建設業者であり、下請が資本金4000万円未満の一般建設業者の場合、サイトが60日超の手形で下請代金を支払う行為は業法違反となる恐れがあると明確に示しています。

健康保険被保険者証

マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行がなくなっています。それに伴い京都府においても、建設業許可・経営規模等評価審査申請の常勤性確認について改定がされています。

【建設業許可】

健康保険被保険者証に代わり、発行後3か月以内の「厚生年金の被保険者記録照会回答票(年金記録)」(個人事業主においては、「国民年金の被保険者記録照会回答票」)や雇用証明書等に変更されます。

【経営規模等評価審査申請】

常勤性の確認において提示または提出が求められている「健康保険被保険者証」「国民健康保険被保険者証」などについては、令和6年12月2日以降、確認書類として取り扱わないこととなります(正式な手引きは令和6年末現在、未掲載)。

ちなみに大臣許可では雇用証明書・滋賀県知事許可では資格情報のお知らせや資格確認書(マイナンバーカード登録の有無により異なります)に常勤確認資料が変更されています。

なお、いずれにおいても「健康保険被保険者証」については、マイナンバー法等で令和7年12月1日まで有効とされているため、それまでは年金記録等に準じた確認書類として取り扱われます。

令和7年度技術検定スケジュール

参考図：国土交通省より

令和7年度の技術検定スケジュールが発表されました。昨年度より受験資格が見直され、試験問題にも一部見直しがされています。

○受験資格○

- ・1級の第一次検定・
19歳以上(受験年度末時点)で受験可能
- ・2級の第一次検定・
17歳以上(受験年度末時点)で受験可能 ※従前より変更なし
- ・1級および2級の第二次検定・
第一次検定合格後、一定期間の実務経験等で受験可能

※なお、令和10年度までの間は経過措置期間とし、制度改正前の受験資格要件による第二次検定受験が可能です。

令和7年度実施検定より受験手数料の見直しがされます(上記、建設業法改正欄をご確認ください)

令和7年度 技術検定の概要



○令和7年度 1級技術検定スケジュール

| 検定種目 | 第一次検定 | | | 第二次検定 | | |
|------|-------------------|-------|-------|-----------------|--------------------------------|---------|
| | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 |
| 建設機械 | 2月17日～ 3月14日 | 6月15日 | 7月28日 | 2月17日～ 3月14日 | (筆記)6月15日 (実技)8月下旬 ～9月中旬 | 11月18日 |
| 土木 | 3月21日～ 4月4日 | 7月6日 | 8月14日 | 3月21日～ 4月4日 | 10月5日 | R8年1月9日 |
| 建築 | 2月14日～ 2月28日※1 | 7月20日 | 8月22日 | 2月14日～ 2月28日 | 10月19日 | R8年1月9日 |
| 電気工事 | 5月7日～ 5月21日 | 9月7日 | 10月9日 | 5月7日～ 5月21日 | 12月7日 | R8年3月4日 |

※1：第一次検定のみ受験者は、4月7日まで可能

○令和7年度 2級技術検定スケジュール

| 検定種目 | 第一次検定 | | | 第二次検定 | | |
|------|-----------------|-------|-------|-----------------|--------------------------------|--------|
| | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 |
| 建設機械 | 2月17日～ 3月14日 | 6月15日 | 7月28日 | 2月17日～ 3月14日 | (筆記)6月15日 (実技)8月下旬 ～9月中旬 | 11月18日 |

| 検定種目 | 第一次検定(前期) | | | 第一次検定(後期)・第二次検定 | | |
|------|----------------|------|------|------------------|--------|----------------------------------|
| | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 | 申込受付 | 試験日 | 合格発表 |
| 土木※1 | 3月5日～ 3月19日 | 6月1日 | 7月1日 | 7月2日～ 7月16日 | 10月26日 | 12月3日(第一次検定) R8年2月4日(第二次検定) |
| 建築 | 2月7日～ 2月28日 | 6月8日 | 7月9日 | 7月9日～ 7月23日※2 | 11月9日 | 12月22日(第一次検定) R8年2月6日(第二次検定) |
| 電気工事 | 3月5日～ 3月19日 | 6月1日 | 7月1日 | 7月8日～ 7月22日 | 11月16日 | R8年1月5日(第一次検定) R8年3月4日(第二次検定) |

※1：2級土木施工管理技術検定の第一次検定(前期)については、種別「土木」のみ実施

※2：インターネット申込は、6月25日から7月23日まで可能